



茨城労働局発表
平成27年10月2日(金)

【照会先】
茨城労働局雇用均等室
室長 青木利彦
地方育児・介護休業指導官 大和田 真由香
(電話)029-224-6288

北関東で初！“プラチナくるみん”認定企業が誕生！

～ 10月16日(金)、茨城労働局で認定通知書交付式を行います ～

茨城労働局(局長 中屋敷勝也)は、「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」)に基づく**特例認定(プラチナくるみん認定)企業**として、

株式会社筑波銀行(本社:つくば市、取締役頭取 藤川 雅海)を

認定いたしました【資料1参照】。

- 「特例認定制度」は、改正次世代法(平成27年4月1日施行)により創設されたもので、くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行い認定基準を満たすことで「特例認定」を受けることができます【資料2・3参照】。

なお、株式会社筑波銀行は、**北関東初**の特例認定企業となります。

- **認定通知書交付式**を、以下のとおり、茨城労働局において行いますので、ぜひ取材をお願いいたします。



特例認定マーク
愛称:プラチナくるみん

認定通知書交付式

日時 平成27年10月16日(金) 9:30 ～

場所 茨城労働局 局長室
(水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階)

※ 交付式の取材を希望する方は、事前に雇用均等室(電話029-224-6288)あて、ご連絡ください。

<参考>

「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」とは…。

- 次世代法では、企業が「一般事業主行動計画」を策定・労働局への届出を行い、一定の基準を満たした企業は、労働局長から“子育てサポート企業”として認定を受けることができます。
- この認定は、これまで「くるみん認定」のみでしたが、これに加え、改正次世代法（平成27年4月1日施行）により、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、労働局長から、特例認定である「プラチナくるみん認定」を受けることができるようになりました。

「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受ける“メリット”は…。

- くるみんマーク（特例認定企業はプラチナくるみんマーク）を、自社の商品、名刺、広告、求人票などに付けて、子育てサポート企業であることをPRすることができ、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性向上、優秀な人材の採用・定着が期待できます。
- さらに、税制上の優遇措置（事業所内保育施設や授乳コーナー等の建物・備品等の割増償却）を受けることができます。



(くるみんマーク)



(プラチナくるみんマーク)

【添付資料】

資料1 特例認定企業[株式会社筑波銀行]の取組内容

資料2 「プラチナくるみん認定基準」の概要（「くるみん認定」を上回る部分）

資料3 「くるみん」「プラチナくるみん」認定基準

(参考1) 茨城労働局管内の「プラチナくるみん」・「くるみん」認定企業一覧(平成27年10月2日現在)

(参考2) パンフレット『くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準、認定マークが決定しました!』